

会 議 録

会議の名称	平成 26 年度第 6 回西東京市選挙管理委員会
開催日時	平成 26 年 9 月 2 日（火）午前 10 時 00 分から午前 11 時 00 分まで
開催場所	西東京市役所保谷庁舎別棟 西東京市選挙管理委員会打合せ室
出席者	西村誠一委員長・鈴木宏一委員長職務代理・添島幸雄委員・上原敏彦委員 菱川勝也事務局長補佐・名古屋洋一郎係長・樋代祐一主任
議 題	議案第 17 号 平成 26 年 9 月 2 日現在の選挙人名簿登録者数（定時登録）の決定について 議案第 18 号 西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について 議案第 19 号 裁判員候補予定者の選定について 議案第 20 号 検察審査員候補者予定者の選定について 報告事項 訴訟の状況等について その他
会議資料の名称	上記「議題」と同じ
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会 議 内 容	
<p>○ 委員長          本日は、お忙しいところ御参集いただきありがとうございます。          定刻となりましたので、ただいまから平成 26 年度第 6 回西東京市選挙管理委員会を開催いたします。          本日の議案は 4 件、報告事項 1 件及びその他でございます。          初めに、議案第 17 号 『平成 26 年 9 月 2 日現在の選挙人名簿登録者数（定時登録）の決定について』 を議題といたします。          事務局から説明を求めます。</p> <p>○ 事務局          それでは、議案の説明をさせていただきます。          資料の 1 ページをお開きください。          議案第 17 号『平成 26 年 9 月 2 日現在の選挙人名簿登録者数（定時登録）の決定について』を御説明いたします。          本案は、公職選挙法第 19 条（永久選挙人名簿）第 2 項の規定に基づき、選挙人名簿を調製・保管するために御決定をいただくものでございます。          2 ページから 10 ページまで、各投票区及び各投票区に属する町丁目別に登録者数を調製しております          内容につきましては、資料の左から、各投票区等の別、次いで前回登録者数、平成 26 年</p>	

6月2日の定時登録のものとなっております。

次が新規登録者数ですが、転入による新規登録者は住所要件として平成26年6月1日以前に転入届出を行った者でございます。

新成人による新規登録者は、年齢要件として平成6年9月2日以前に出生した者でございます。

その他の新規登録者は、住所設定、帰化等でございます。

続いて抹消者数ですが、転出後4か月を経過するに至った者（平成26年5月1日までに転出）及び死亡による抹消者です。

その他の抹消者は、職権消除等でございます。

続いて転居者数ですが、こちらは市内転居によるもので、総合計欄は、男性・女性それぞれ0人となっております。

一番右の欄が今回の名簿登録者となります。

10ページをお開きください。

以上の内容で計算した結果、平成26年9月2日現在の定時登録者総数は、男性が前回より128人増、女性が前回より231人増、合計で359人増となり、男性78,490人、女性83,156人の計161,646人となるものでございます。

次の11ページは公職選挙法第23条(縦覧)第1項の規定に基づく選挙人名簿(定時登録)の縦覧場所及び縦覧期間の告示(告示第6号)の写し、12ページは公職選挙法第30条の7(在外選挙人名簿に係る縦覧)第1項の規定に基づく在外選挙人名簿の縦覧場所及び縦覧期間の告示(告示第7号)の写し、13ページは地方自治法第74条(条例の制定又は改廃の請求とその処置)第5項及び第75条(監査の請求とその処置)第5項の規定による選挙人名簿登録者数の50分の1の数の告示(告示第8号)の写し、14ページは地方自治法第76条(議会の解散の請求とその処置)第4項、第80条(議員の解職の請求とその処置)第4項、第81条(長の解職の請求とその処置)第2項及び第86条(主要公務員の解職の請求とその処置)第4項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条(解職請求)の規定による選挙人名簿登録者数の3分の1の数の告示(告示第9号)の写しを、それぞれ添付してございますので、後ほど御確認をお願いいたします。

以上、議案第17号『平成26年9月2日現在の選挙人名簿登録者数(定時登録)の決定について』の説明とさせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見ございますか。

○ 委員

選挙人名簿登録者数の50分の1の数や3分の1の数の告示は何に使われるのですか。

○ 事務局

地方自治法に基づく直接請求が行われた場合に、集めなければならない署名の数の基準となります。

○ 委員

分かりました。

- 委員長  
他にございますか。
- 委員  
特にありません。
- 委員長  
特にないようですので、議案第 17 号 『平成 26 年 9 月 2 日現在の選挙人名簿登録者数（定時登録）の決定について』は、この案のとおり決定いたします。  
次に、議案第 18 号 『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』を議題といたします。  
事務局から説明を求めます。
- 事務局  
それでは、議案の説明をさせていただきます。  
恐れ入りますが 15 ページをお開きください。  
議案第 18 号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』を御説明いたします。  
16 ページをお願いいたします。  
本案は、公職選挙法第 30 条の 6（在外選挙人名簿の登録）第 1 項の規定に基づき、西東京市在外選挙人名簿に登録されるものでございます。  
西東京市選挙管理委員会委員長に対し在外選挙人の登録申請をした者の内、昨日までの間に登録の資格を有することが確認された者で、女性 1 人が新たに西東京市在外選挙人名簿に登録されます。  
詳細につきましては、後ほど資料を御覧いただければと思います。  
また、今回は西東京市在外選挙人名簿から抹消される者はありません。  
今回の登録により、西東京市在外選挙人名簿に登載されている選挙人は、男性 121 人、女性 119 人、計 240 人となります。  
以上で、議案第 18 号『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』の説明とさせていただきます。
- 委員長  
説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見ございますか。
- 各委員  
特にありません。
- 委員長  
特にないようですので、議案第 18 号 『西東京市在外選挙人名簿に登録される者の決定について』は、この案のとおり決定いたします。  
次に、議案第 19 号 『裁判員候補者予定者の選定について』を議題といたします。  
事務局から説明を求めます。

○ 事務局

それでは、議案の説明をさせていただきます。

資料の 17 ページをお開きください。

議案第 19 号『裁判員候補者予定者の選定について』御説明いたします。

18 ページをお願いいたします。

東京地方裁判所立川支部から、西東京市の裁判員候補者の割当人数といたしまして通知書の写しのとおり 276 人が割り当てられた旨の通知と、名簿に記載される者の本籍地の照会がきております。この通知書に基づき、裁判員候補者名簿に本籍を付して送付するために、裁判員候補者予定者を選定するものでございます。

『裁判員の参加する刑事裁判に関する法律』第 21 条において、市町村の選挙管理委員会 は、選挙人名簿に登録されている者の中から裁判員候補者の予定者として当該通知に係る員数の者をくじで選定しなければならないと規定されており、選定した候補者予定者について、選挙人名簿に記載されている氏名、住所及び生年月日を記載した裁判員候補者予定者名簿を調製しなければならないと規定されています。

また、この裁判員候補者予定者名簿は、磁気ディスクをもって調製することができる規定になっております。

西東京市においては、裁判所から配布された『名簿調製プログラム』という専用の選任システムをインストールした専用パソコンにより実行することといたします。

本日選任する裁判員候補者予定者は、9 月 2 日現在の先ほどお認めをいただいた選挙人名簿（定時登録）のデータを基にしております。

以上を議案第 19 号『裁判員候補者予定者の選定について』の説明とさせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見ございますか。

○ 各委員

特にありません。

○ 委員長

特にないようですので、裁判員候補者予定者の選定を行います。

○ 事務局

御承認をいただけましたら、委員会を代表して委員長にパソコンの実行キーを押していただき、裁判員候補者予定者を選定いたします。

それでは、これより裁判員候補者予定者の選定を行いたいと思います。

よろしくお願いいたします。

\*\*\*\*\* 委員長が選定システムの実行キーを押下 \*\*\*\*\*

以上で、裁判員候補者予定者の選定を終わります。

なお、選定したデータについては、早速裁判所へ送付いたします。

○ 委員長

選定が終わりました。

議案第 19 号 『裁判員候補者予定者の選定について』 は、以上のとおり決定いたします。

次に、議案第 20 号 『検察審査員候補者予定者の選定について』 を議題といたします。事務局から説明を求めます。

○ 事務局

それでは、議案の説明をさせていただきます。

資料の 19 ページをお開きください。

議案第 20 号『検察審査員候補者予定者の選定について』を御説明いたします。

20 ページをお願いいたします。

東京都立川検察審査会事務局から西東京市に対する検察審査員候補者の割当人数といたしまして通知の写しにございますとおり第 1 郡が 5 人、第 2 郡が 5 人、第 3 郡が 5 人、第 4 郡が 4 人の計 19 人が割り当てられております。

本日は、この通知書に基づき候補者予定者を選定いただくこととなります。

『検察審査会法』第 10 条において、市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者の中から、それぞれ第 1 郡から第 4 郡までに属すべき検察審査員候補者の予定者をくじで選定しなければならないと規定されております。

また、市町村の選挙管理委員会は、選定した候補者について選挙人名簿に記載されている氏名、住所及び生年月日を記載した検察審査員候補者予定者名簿を調製しなければなりません。

この検察審査員候補者予定者名簿は、磁気ディスクをもって調製することができる規定となっておりますので、本日は、先ほど選定が終了した裁判員候補者予定者と同様に、9 月 2 日現在の選挙人名簿のデータを基にしてパソコンによる選定を行います。

具体的な抽出の方法は、第 1 郡から第 4 郡の合計員数 19 人を 1 回のくじで選定し、送付用ファイルを電子データで作成して検察審査会に送付することとなります。

なお、くじのシステムは、裁判員候補者予定者の選定に使用したシステムを使用することとなります。

また、検察審査会では選定された名簿の上位から順に割り当て員数に応じて第 1 郡から第 4 郡までの候補者とみなすこととなります。

以上で、議案第 20 号『検察審査員候補者予定者の選定について』の説明とさせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見ございますか。

○ 各委員

特にありません。

○ 委員長

特にないようですので、検察審査員候補者予定者の選定を行います。

○ 事務局

それでは、これより裁判員候補者予定者選出と同様、委員長にパソコンの実行キーを押していただきたいと思います。

\*\*\*\*\* 委員長が選定システムの実行キーを押下 \*\*\*\*\*

以上で、検察審査員候補者予定者の選定を終わります。

なお、本制度については、裁判や審査会の公正さやその信頼を確保するとともに、評議等で裁判員、裁判官、検察官等が自由な意見を述べられるように守秘義務が課せられていますので念のため申し添えます。

○ 委員長

選定が終わりました。

議案第 20 号『検察審査員候補者予定者の選定について』は、以上のとおり決定いたします。

次に報告事項に移ります。

『訴訟の状況等について』 事務局から説明を求めます。

○ 事務局

恐れ入ります。21 ページをお願いいたします。

『訴訟の状況等について』、御報告いたします。

第 4 回西東京市選挙管理委員会以降、逐次御説明、御報告してまいりましたが、昨年 7 月の参議院議員選挙の投票用紙の開示請求を不開示と決定したことに関し、不開示決定を受けた方が原告となり、西東京市を被告として東京地裁に訴訟を提起しました。

先日 8 月 21 日に東京地方裁判所において第 1 回口頭弁論が開かれ、原告が訴状を、被告西東京市選挙管理委員会が答弁書を陳述しました。

今回は 10 月 28 日ですが、それまでに双方で準備書面を提出することになっています。

また、この訴訟の 2 人いる原告のうちの 1 人から、昨年の参議院議員選挙の投票用紙の開示請求があり、平成 26 年 8 月 22 日付けで受理いたしました。

これは、もう一人の原告から昨年請求された投票用紙の開示請求と同じです。

前回と同様に、情報公開条例 7 条 1 号、2 号、6 号により不開示と想われますが、よろしいでしょうか。

○ 各委員

不開示と決定したいと思います。

○ 委員長

では、平成 26 年 8 月 22 日付けの開示請求は不開示といたします。

ただいまの説明について、他に御意見などございますか。

○ 各委員

特にありません。

○ 委員長

特にないようですので、報告事項『訴訟の状況等について』は、終わります。  
次に、『その他』に移りたいと思います、事務局から何かありますか。

○ 事務局

市議会ですが、平成 26 年第 3 回定例会が 8 月 29 日初日で、9 月 30 日までの会期で開催されております。

9 月 1 日から 4 日までが一般質問です。

9 日、10 日が補正予算に係る予算特別委員会、19 日から 26 日までが決算特別委員会です。

選挙管理委員会関係の一般質問はございませんでしたが、個人演説会に関する陳情が提出されております。

8 月 26 日の議会運営委員会で参考配布となりました。

来年の統一地方選を想定し、八王子市から研修のため、職員 1 人の派遣の受入れの依頼がありました。12 月 8 日から 2 週間の予定です。

依頼に応じることでよろしいでしょうか。

○ 委員長、各委員

受入れて問題ありません。

○ 事務局

よろしければ、今後、協定書を取り交わすなど、正式な対応としていきます。

10 月 6 日月曜日に、西東京市議会議員立候補予定者説明会を開催します。

ほうやこもれびホールの小ホールにて午後 2 時からです。

5 市の選挙管理委員会から説明会の見学の申出がきています。

御多忙のところ恐縮ですが、委員の皆さまには御出席をお願いいたします。

次回の委員会の日程は、いかがいたしましょうか。

○ 委員長、各委員

10 月 3 日（金）の午前 10 時からとします。

○ 事務局

かしこまりました。

事務局からの連絡は以上です。

○ 委員長

事務局からの連絡等は終わりました。

他になければ、本日の平成 26 年第 6 回西東京市選挙管理委員会を閉会いたします。

御苦労様でした。

午前 11 時 00 分 終了

以上